

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 13 日

各都道府県児童福祉主管課 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のための児童扶養手当業務における 対応について

日頃より、児童扶養手当制度の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和 2 年 3 月 26 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 15 条第 1 項に基づく政府対策本部が設置され、同年 4 月 7 日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は同法第 32 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言を行ったところです。

こうした状況を踏まえ、緊急事態措置区域における緊急事態措置期間の児童扶養手当業務の取扱いについては、下記のとおり対応していただきますようお願いいたします。なお、その他の区域及び期間においても、組織的な判断の下、同様に取り扱っていただいても差し支えありません。併せて、各都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対し周知をお願いします。

記

1 児童扶養手当の認定請求における柔軟な対応について

児童扶養手当の認定請求（増額改定を含む。以下同じ。）に当たっては、一般的に、申請窓口において対面による手続きが行われていることが多いものと承知しています。対面による手続きは、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談する機会になるとともに、児童扶養手当の適正な受給を確保する観点から直接資料を渡しながら資格喪失要件を周知できるなどの利点があるものですが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、緊急事態措置期間の認定請求については、必ずしも対面による手続きを前提とすることなく、郵送による受付を原則とする、対面による手続きを行う場合であっても認定に当たって直接必要な情報のみ対面で聴取し、その他の情報は後日電話等により聴取するなど、柔軟な対応をお願いしたい。

2 郵送による受付を行うに当たっての留意点について

認定請求書等について郵送による受付を行うに当たっては、例えば、

- ・ 認定請求書の記載の不備や添付書類の不足等を減少させるため、事前に電話連絡等で相談を受ける
- ・ 必要とされる添付書類や請求書の記載内容に不足等がある場合にも、事務の煩雑化を避けるため、郵送により認定請求書等を受け付けた時点で受理を行うなどの工夫が考えられることに留意願いたい。

3 面談や現地調査を実施する場合の留意点について

児童扶養手当受給者に福祉事務所への来所を求めて面談等を行うことは、緊急を要する場合のみに限定するとともに、やむを得ず面談等を実施する場合には、対人距離を確保した上でマスクを着用する等、感染のリスクを最小限にするよう配慮した上で実施されたい。

現地調査についても、当分の間、緊急対応等最低限度必要なもののみ実施することとされたい。なお、現地調査を実施する必要がある場合であっても、その内容は実施に確認が必要な事項に限定し、その他の事項等については、後日電話等により聴取する等、調査時間が長時間にならないように工夫されたい。

また、民生委員等による証明についても、当分の間、電話等により聴取するなど工夫し、やむを得ず面接を実施する必要がある場合であっても、対人距離を確保した上でマスクを着用する等、感染のリスクを最小限にするよう配慮した上で実施されたい。

(照会先)
子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 扶養手当係
TEL:03-5253-1111(内線 4889)
E-mail:bosjiritsusien@mhlw.go.jp